伐採および伐採後の造林の届出制度

森林法第10条の8などの規定により、森林所有者などが森林の立木を伐採する場合、事前に伐採及び伐採後の造林の計画の届出を行うことが義務づけられています。

また、伐採後の造林が完了したときは、事後に伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告を行うことが義務づけられています。

なお、無届で伐採した場合等には、伐採の中止及び造林を命じることがあります。

　伐採及び伐採後の造林の届出等の制度(PDF : 245KB) （林野庁のホームページ)

リンク先：http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/attach/pdf/batsuzoutodokede-1.pdf

届出対象の森林

地域森林計画の対象となっている民有林（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）

なお、保安林及び保安施設地区の区域内の森林を伐採する場合は、別に届出又は申請が必要です。

　　　保安林等に関する届出又は申請（長崎県のホームページ）

リンク先：http://www.pref.nagasaki.jp/download/ApplicationList.php?div\_code=42000-07090&dep\_code=42000-07&divname=%CE%D3%CC%B3%B2%DD&depname=%C7%C0%CE%D3%C9%F4&flg=2

区域の確認は、市役所または長崎県県央振興局森林土木課にお尋ねください。

届出の対象者

森林所有者や立木を買い受けた者などです。

立木を伐採する者と伐採後の造林を行う者が異なる場合は、共同で提出します。

提出期間

（1）伐採及び伐採後の造林の届出：伐採を始める90日前から30日前まで

（2）伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告：造林を完了した日から30日以内

提出先

長崎市農林振興課へ提出してください。

届出・報告書の様式

　　　届出又は報告書（林野庁のホームページ)

リンク先：<http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/batsuzoutodokede.html>